

第5 収容人員算定について（消防法施行規則第1条）

- 1 収容人員の算定は、法第8条の適用については、棟単位であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- 2 収容人員算定においては、消防法施行規則第1条を原則によるものとし、従業員については、正社員又は臨時職員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されているものにあつては、従業員として取り扱わない。
- 3 収容人員算定にあたり、単位当りで除した際の小数点は切り捨てるものであること。また、廊下、階段及び便所等は原則として収容人員の床面積に含めないこと。
- 4 共同住宅（5項口）については、下記のとおりとする。

住戸のタイプ

 - ア 1K及び1DK：1人（1ルームを含む。）
 - イ 1LDK：2人
 - ウ 2DK又は2LDK：3.5人
 - エ 3DK又は、3LDK：4人
 - オ 4DK又は4LDK以上：5人（平成元年 県予防事務担当者会議確認事項）

注）当該階による収容人員の算定（合計）に端数が1未満のときは、切り捨てるものとする。
- 5 店舗の収容人員は、従業員と従業員以外（客を含む。）の合算によるものとし、客等の人数が不確定の場合は、当該従業員以外の出入する床面積（ショールーム等をいう。）から商品陳列ケースが設置される部分を除いた床面積を4で割った値とする。なお、貸事務所等については、店舗（4項）として取扱う。
- 6 スナック、バー等の飲食店については、従業員の数に固定式のいす席（待合席を含む。）を算定（一人用の固定いす席は当該いすの数、長いす席の場合は当該いす席の正面幅を0.5で除して得た数とする。）して合算すること。

※「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用されるものをいう。

（例）ソファ等はいす、いすを相互に連結したいす席

追記：雑居ビル火災に伴う特別査察による結果、1室床面積40m²に約20人収容可能（客）であることが判明する。
- 7 病院等については、乳幼児も収容人員に含まれること。なお、病室が和室の場合は、1人あたりの床面積が3m²程度となるよう算定すること。
- 8 ボーリング場・ゴルフ練習場等にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員に算定すること。
- 9 （7）項については、一般教室については、教職員の数と児童、生徒の数を合算する

こと。特別教室については、その室の最大収容人員とすること。

- 10 スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入すること。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、算入しないこと。

備 考

一般的収容人員の算定方法

従業者（職員、その他従業者を含む。）＋ 従業者以外のものが使用に供する部分の床面積等を考慮（各用途に除した得た数）した値